

届 出 事 項 等 の 異 動 届

県選管記入欄	
資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

令和 年 月 日

総 務 大 臣
広島県選挙管理委員会 様

政治団体の名称 _____

事務所の所在地 _____

代表者の氏名 _____ (印)

(上欄には異動後(新)の内容を記載してください)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項 }
 { 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、
 政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日	
ふりがな 政治団体の 名称 (*)	新				平成・令和 ・
	旧				
主たる事務所の 所在地 (*)	新	(〒 -) 電話(- -)			平成・令和 ・
	旧				
主たる 活動区域	新				平成・令和 ・
	旧				
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話 番 号	生年月日	
ふりがな 代 表 者 (*)	新		(〒 -) 電話(- -)	大正・昭和・平成・令和 ・	平成・令和 ・
	旧				
ふりがな 会 計 責 任 者	新		(〒 -) 電話(- -)	大正・昭和・平成・令和 ・	平成・令和 ・
	旧				
ふりがな 会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	新		(〒 -) 電話(- -)	大正・昭和・平成・令和 ・	平成・令和 ・
	旧				
国会議員関係 政治団体の 区 分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)		<input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成・令和 ・
	旧	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 (_____) 公職の候補者に係る公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員 (<input type="checkbox"/> 現職 <input type="checkbox"/> 候補者等)			
そ の 他	新	<input type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の有無の異動 (<input type="checkbox"/> 無から有へ <input type="checkbox"/> 有から無へ)			平成・令和 ・
	旧	<input type="checkbox"/> その他 { _____ }			

※ 上の表中には、異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない事項の欄については記入しないこと。
 ※ 資金管理団体の場合で(*)欄に異動がある場合は、必ず資金管理団体に関する異動等の届出も提出すること。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動届は県選挙管理委員会に直接提出すること。(郵送等での提出はできません。)
- 3 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 4 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 5 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」欄に記載すること。
公職の候補者に係る公職の種類の記事については、「衆議院議員(現職)」、「参議院議員(候補者等)」の例により、にチェックをすること。
- 6 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 7 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があつた場合には、関係書面を付して提出すること。(※ 政治団体の名称又は主たる事務所の所在地の異動があつた場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。)
- 8 当該異動に係る団体が資金管理団体であつて、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名(結婚等で戸籍名変更)又は公職の種類に異動が生じた場合は、「資金管理団体届出事項の異動届」も同時に提出すること。
- 9 当該異動に係る団体が政党の支部であつて、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。